

不法投棄等防止啓発事業

1. 事業の概要

県民の生活環境に重大な影響を与える不法投棄・野外焼却等廃棄物の不適正処理について、行政のみの力で全てに対応するには限界があり、現にその場所に居住している人が、監視の目を光らせることが必要である。

そのため、新聞広告、ラジオスポット等を通して、不法投棄・野外焼却等に関する注意を喚起し、警戒と通報、地域環境の保全を呼びかける。

2. 平成28年度実績

(1) 不法投棄防止啓発に係る新聞広告掲載

不法投棄・野外焼却等廃棄物の不適正処理への警戒と通報、地域環境の保全を呼びかけるため、新聞広告を掲載した。

(2) ラジオスポットの制作・放送

不法投棄・野外焼却等廃棄物の不適正処理への警戒と通報、地域環境の保全を呼びかけるため、ラジオスポットを制作し、不法投棄監視ウィーク（5月30日～6月5日）に放送した。

担当部署

環境文化部 循環型社会推進課 産業廃棄物班

育成指導事業（廃棄物処理業育成支援制度）

1. 事業の概要

優良事業者の育成をより積極的に進めていくため、産業廃棄物処分業者（中間処理業者・最終処分業者）が行おうとする設備投資に助成することにより、経営の改善と安定化を支援する。

具体的には、産業廃棄物処分業者が、産業廃棄物の適正な処分を行う上で、必要な廃棄物搭載車両の計量設備又はこれに付属する電算処理システムを整備する場合において、設備投資に要する経費を助成し、優良な産業廃棄物処分業者の育成支援を図るものである。

2. 平成28年度実績

○補助対象

- ・ 廃棄物搭載車両計量設備の導入又は更新
- ・ 電算処理システムの導入又は更新

○補助率等

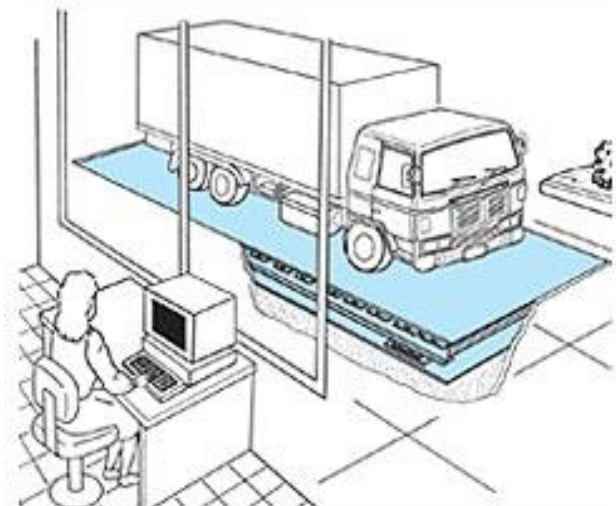
- ・ 補助率 1 / 2 以内
- ・ 補助限度額 1, 700 千円（計量設備の場合）
500 千円（電算処理システムの場合）

○補助件数

4 件

担当部署

環境文化部
循環型社会推進課
産業廃棄物班



監視指導体制強化事業

1. 事業の概要

○産業廃棄物監視指導員の設置

産業廃棄物の不法投棄等に対するパトロールによる未然防止と、発見した際の迅速な対応のため、産業廃棄物監視指導員を県下の3県民局及び6地域事務所に配置

○不法投棄監視カメラシステムの活用

24時間体制で不法投棄等を監視するためのカメラを導入し、各県民局及び地域事務所において活用

○夜間・休日の不法投棄等監視業務の民間委託

夜間・休日の不法投棄等の監視を民間警備会社へ委託実施し、監視機動力を強化

○不法投棄等発見通報協定の締結

不法投棄等に対する監視の目を増やすため、JA、森林組合、石油商業組合、トラック協会等と発見通報協定を締結

○不法投棄110番の設置

不法投棄等を発見した場合の通報窓口として、循環型社会推進課内にフリーアクセスの不法投棄110番を設置し、通報を受け付け

○上空監視

陸上からの監視では発見が困難な不法投棄等を上空から監視

○産業廃棄物運搬車両の路上検査

県外から搬入される産業廃棄物の不法投棄を未然に防止し、適正処理を確保するため、県警本部の協力を得て路上検査を実施

【関連のページ】

不法投棄110番(<http://www.pref.okayama.jp/page/detail-44902.html>)

担当部署

環境文化部 循環型社会推進課 産業廃棄物班

産業廃棄物処理業者対応力強化事業

1. 事業の概要

不適正処理を行う産業廃棄物処理業者に対して責任を追及し、厳格な行政処分を実施する。

○不適正処理に対する責任追及体制の強化

立入検査により入手した財務諸表や会計帳簿等の中小企業診断士による分析

○厳格な行政処分の実施

暴力団等からの不当要求に屈することなく、断固として行政処分や許可申請の審査を行うことができる環境（体制）の整備

担当部署

環境文化部 循環型社会推進課 産業廃棄物班

電子マニフェスト研修会開催等事業

1. 事業の目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、排出事業者の責任は重いものであるが、その中には、処理業者に対して処理に関する事務を依存する傾向が強く、法律に関する認識が低い者も見受けられる。

一方、産業廃棄物に係る電子マニフェスト制度は、平成9年度の法改正で導入され、情報管理の合理化、不正使用の防止に効果があり、本県においても、電子マニフェストの普及を図っているところである。（平成27年度目標：40%）

こうしたことから、排出事業者に対して電子マニフェスト普及を促進することにより、その責任を認識させるとともに制度の周知と法律に対する理解等を進めるため、研修会等を開催し、未加入者に対して加入を働きかける。

2. 平成28年度実績

○業務委託先

一般社団法人岡山県産業廃棄物協会

○実施事業

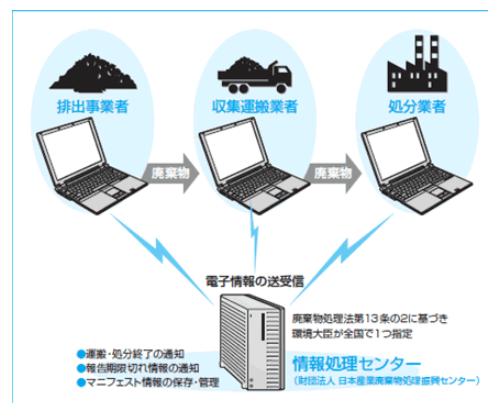
- ・電子マニフェスト研修会・操作説明会の開催（参加者 111名）
- ・電子マニフェスト相談会の開催（参加者 2組）
- ・研修会参加者へのアンケートの実施
- ・産業廃棄物処理業者等へのアンケートの実施
- ・産業廃棄物処理業者等への普及啓発（1,113業者へパンフレット配布）

○電子マニフェスト普及率

43.5%（平成27年度実績）

担当部署

環境文化部 循環型社会推進課 産業廃棄物班



廃棄物処理計画等策定事業

1. 事業の概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5の規定により、都道府県は廃棄物処理計画を定めなければならないとされている。

本県においても、5年ごとに「岡山県廃棄物処理計画」を策定するとともに、同計画における産業廃棄物に係る数値目標等の進行管理を行うため、毎年度、岡山県内の産業廃棄物の排出量、最終処分量等の実態調査を行っている。

2. 平成28年度実績

平成28年度は、市町村、関係団体、岡山県環境審議会からの意見聴取等の結果を踏まえ、平成28年度からの5年間を計画期間とする第4次岡山県廃棄物処理計画を策定した。

また、第3次岡山県廃棄物処理計画で設定された産業廃棄物に係る数値目標等の達成状況を確認するため、平成27年度における岡山県内の産業廃棄物の排出量、最終処分量等の実態調査を行った。

【関連のページ】

第4次岡山県廃棄物処理計画の概要等

URL：<http://www.pref.okayama.jp/page/506584.html>

岡山県の廃棄物の状況と対策

URL：<http://www.pref.okayama.jp/page/detail-38434.html>

担当部署

環境文化部 循環型社会推進課 資源循環推進班（廃棄物処理計画）
産業廃棄物班（産業廃棄物実態調査）

アスベスト濃度調査事業

1. 事業の概要

アスベスト（石綿）が使用された建築物の解体等を行う場合は、大気汚染防止法に基づき届出を行い、飛散防止を徹底する必要があり、また、発生したアスベストを含む廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定められた処理基準等に基づき適正に処理することとされています。

県では、建築物の解体等作業現場での飛散防止措置の遵守状況を確認するため、敷地境界における大気中のアスベスト濃度の測定や立入検査を実施するとともに、一般環境大気中のアスベスト濃度の測定を実施しています。

2. 平成28年度実績

解体等作業現場：7か所で計14回の測定を実施

一般環境：県内7地域14地点で2回（夏・冬）測定を実施

【関連のページ】

一般環境中アスベスト濃度調査の実施結果

URL：<http://www.pref.okayama.jp/page/detail-59801.html>

担当部署

環境文化部 環境管理課 大気保全班

《一般環境中のアスベスト測定の様子》



有害化学物質対策調査事業（化学物質環境モニタリング調査）

1 事業の概要

産業廃棄物等に含まれる内分泌かく乱作用の疑いのある化学物質などについて、高精度かつ高感度な測定を行うことにより、環境中での存在状況を把握するとともに、産業廃棄物の処理施設や有害化学物質を取り扱う工場等からの影響の把握に役立てています。また、継続的な調査の実施により、県内の状況の経年変化を把握しています。

2 平成28年度実績

- ・調査地点 水質16地点（河川14地点、湖沼1地点、海域1地点）
底質11地点（河川9地点、湖沼1地点、海域1地点）
- ・調査物質 残留性が高い、又は内分泌かく乱作用が疑われる25物質
（例：PCB、DDT、PFOS、ビスフェノールAなど）

《試料採取の様子》

《分析の様子》



3 調査結果の評価

調査を実施した25物質のうち、水質からビスフェノールA等14物質、底質からDDT等19物質が検出されました。

調査を実施した化学物質による人体への影響については、未解明な部分が多く評価を行える状況にはありませんが、今回の調査結果は、環境省等が実施している全国調査結果の範囲内でした。

【関連のページ】

化学物質環境モニタリング調査

URL：<http://www.pref.okayama.jp/page/detail-92488.html>

担当部署：環境文化部 環境管理課 化学物質対策班

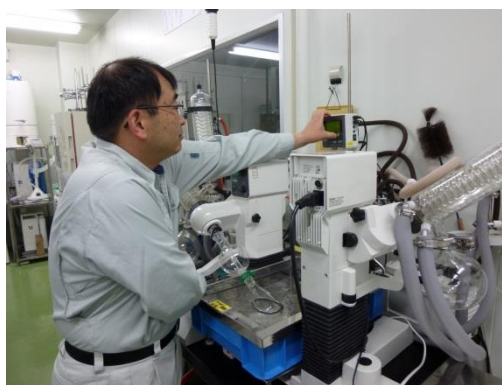
環境中有害化学物質の分析，検索技術の開発に関する研究

1. 事業の概要

私たちが日ごろ使用している製品には様々な化学物質が含まれています。便利で快適な生活を送るために、化学物質は私たちにとって欠かすことのできないものとなっている一方で、使用後の製品は、その廃棄の仕方によって、人の健康や環境への悪影響を及ぼす可能性があるものもあります。

廃棄物の不適切な処理によって化学物質が流出した場合には、原因物質の特定や汚染の拡大を防止するため、水質分析等の迅速な対応が要求されます。

環境保健センターでは、迅速かつ高感度な分析を実施するための研究を行っており、未だ分析方法が確立していない化学物質の分析法開発を行うとともに、分析技術の維持向上に努めています。また、汚染実態が未解明の化学物質については、環境中での残留状況の調査も行っています。



化学物質の分析作業の様子

2. 環境中の化学物質に関する調査研究

平成28年度は、くん蒸式殺虫剤として土壤中に拡散させて使用する廃棄物処理法の有害物質である1,3-ジクロロプロペンの分解物である3-クロロ-2-プロペン酸及び3-クロロ-2-プロペン-1-オール並びに難燃剤や塗料の原料等として使用される4-ビニル-1-ヘキセンの分析方法を検討しました。

また、魚へい死時等の分析農薬数を従来の160成分から294成分に増加させる検討を行いました。

これらの調査研究により、産業廃棄物の不法投棄等に起因する緊急事案が生じた際、原因物質の特定が速やかにできる可能性が広がりました。

このように、化学物質に関する調査研究により得られる知見の集積が、緊急時の対応において重要となっています。



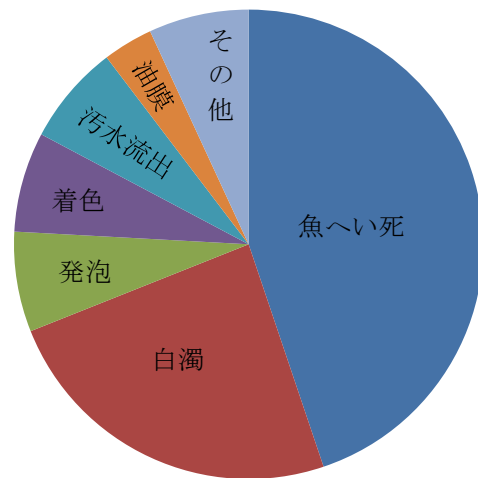
高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計

3. 緊急事案への対応状況

平成 28 年度には魚のへい死や廃棄物の不法投棄等の緊急事案に係る当センターへの分析依頼が 29 件ありました。

このうち廃棄物の不適性処理が疑われる油膜の分析が 1 件ありましたが、迅速に分析を行い、原因究明や周辺環境の安心・安全確保に資するための情報を提供しました。

このように、化学物質に関する調査研究の成果が、不法投棄等の緊急事案への迅速かつ的確な対応に活かされています。



4. 超微量化学物質分析施設

ダイオキシン類や内分泌かく乱化学物質などの有害化学物質は、極微量でも生体や環境に大きな影響を及ぼすことが示唆されており、これらの物質を対象とした調査や研究を実施するためには、精度の高い分析技術や特別な設備が要求されます。

このため、施設内で取り扱う有害な化学物質を外部へ漏えいさせないための設備等を備えた専用の「超微量化学物質分析施設」に、「ガスクロマトグラフ質量分析計」や「液体クロマトグラフ質量分析計」などの高性能な分析機器を備えて、不法投棄された産業廃棄物等に含まれる有害化学物質の迅速な分析を行う緊急時対応体制を整えています。



超微量化学物質分析施設

担当部署

環境保健センター 環境科学部 水質科

廃棄物最終処分場の排水等の処理方法に関する研究

1. 事業の概要

廃棄物最終処分場の排水等は、埋立処分が終了した後も安全（継続的な基準適合）が確認されるまで適正に処理を行うことが求められていますが、埋立物の性状によっては水処理に多額の経費を要する場合があります。

また、適正な排水処理が行われなかった場合には、周辺環境の汚染や健康被害の発生も懸念されるため、適正かつ安価に排水処理を行える技術の開発が求められています。

そのため、事業者等に対する指導の一助とすることを目的とし、県内の最終処分場の排水等について、適正かつ安価に処理できる方法の調査研究を行っています。

2. 平成 28 年度の実施内容

平成 28 年度は、県内の最終処分場の排水処理施設について現地調査を行うとともに、現況を把握するための水質調査を実施しました。



県内の最終処分場の排水処理施設の水質調査

担当部署

環境保健センター 環境科学部 水質科

環境保全型畜産確立対策推進事業

1. 事業の概要

家畜排せつ物は、土壌改良材やたい肥などのリサイクル資源として有効活用される一方、畜産農家と宅地の混在化や住民の環境問題に対する関心の高まりを背景として、野積み等の不適切な管理等により、悪臭の発生や水質の汚染を招くなど、環境問題の発生源としての側面もあります。

環境問題の解消に向け、地域社会との共生が可能となるよう総合的な指導が必要となってきました。このため、県では畜産農家等に対し「家畜排せつ物法」*に基づく適正管理のための指導等を実施するとともに、たい肥の利用促進に向けた理解醸成活動などにより、家畜排せつ物の適正管理や資源のリサイクル化を進めています。

*「家畜排せつ物法」（家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律）は、家畜排せつ物の管理の適正化や、たい肥の利用を促進すること等を目的としている

2. 事業内容

(1) 家畜排せつ物処理技術の向上に向けた畜産農家への技術指導等の実施

県では、畜産農家への適切な技術指導を行う人材を育成するとともに、管理が不適切な畜産農家には、指導を行うなどしています。

	乳用牛	肉用牛	豚	採卵鶏	肉用鶏
家畜別の法対象農家戸数	251	149	13	93	32

出典 平成28年度家畜排せつ物法施行状況調査

(2) たい肥の利用促進に向けた理解醸成活動の展開

資源リサイクルを推進する観点から、耕種農家に対するたい肥生産者情報の提供や正しいたい肥成分・肥料効果についての理解醸成活動を実施し、耕畜連携によるたい肥の利用促進や円滑な流通を図っています。



〈臭気測定〉



〈堆肥散布〉

担当部署

農林水産部 畜産課 衛生環境班